

毎週火・金曜日発行(当日が休日当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

訓 令	○福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令	五三
告 示	○大規模小売店舗立地法による新設	五四
	○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件三件	五三
	○道路の区域を変更する件三件	五三
	○道路の供用を開始する件	五四
公 告	○都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件	五四

訓 令

福島県訓令第二十一号

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年九月二十八日

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

福島県事務決裁規程(昭和四十四年福島県訓令第二号)の一部を次のように改正する。
別表第二の7の表農業支援総室の部農業経済課金融共済室の項3中「農業改良資金助成法」を「農業改良資金助成法」に、「第7条第1項」を「第6条第1項」に改め、同項の中「福島県農業改良資金貸付規則」を「福島県農業改良資金貸付規則を廃止する規則(平成22年福島県規則第52号) 附則第2項及び第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同規則による廃止前の福島県農業改良資金貸付規則」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十二年十月一日から施行する。

(行政経営課)

本 庁 機 関
出 先 機 関

福島県知事 佐藤 雄 平

告 示

福島県告示第六百十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成二十二年九月二十八日から平成二十三年一月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年九月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルト四倉店 福島県いわき市四倉町字西二丁目九番二ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 1 大規模小売店舗を設置する者
名称 株式会社マルト
代表者の氏名 代表取締役 安島 浩
住所 福島県いわき市錦町重殿二十五番地
 - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者
名称 株式会社マルト
代表者の氏名 代表取締役 安島 浩
住所 福島県いわき市錦町重殿二十五番地
- 三 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十三年五月一日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千五百八十平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 1 駐車場の位置及び収容台数
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 収容台数 百十四台
 - 2 駐輪場の位置及び収容台数
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 収容台数 四十五台
 - 3 荷さばき施設の位置及び面積
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 面積 六十九平方メートル
 - 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

- (一) 位置 別紙図面のとおり
- (二) 容量 二十八立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- (一) 開店時刻 午前九時
- (二) 閉店時刻 午後九時三十分

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時三十分から午後十時まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

- (一) 数 六か所
- (二) 位置 別紙図面のとおり

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後九時まで

七 届出年月日

平成二十二年八月三十一日

(一別紙図面)は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十二年九月二十八日から同年十月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年九月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ福島大森店 福島県福島市大森字城ノ内二十七番地ほか

二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百二十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十二年九月二十八日から同年十月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年九月二十八日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン郡山ショッピングセンター 福島県郡山市松木町五十三番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百二十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十二年九月二十八日から同年十月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び須賀川市産業部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年九月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ロックタウン須賀川 福島県須賀川市仲の町八十四ほか

二 法第八条第一項の規定により須賀川市から聴取した意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百二十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所平成二十二年九月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 一一四号	双葉郡浪江町大字室原 字堀知木一番二地先か ら 同 郡同 町大字室原 字八龍内三六番一地先 まで	変更前 A 一七・六	九・九 一七・六	五六五・〇

双葉郡浪江町大字室原 字堀知木一番二地先か ら 同 郡同 町大字室原 字八龍内三六番一地先 まで	変更後	A 一一・〇〇 六六・〇〇	五六五・〇〇
双葉郡浪江町大字室原 字八龍内一五九番一 地 先から 同 郡同 町大字室原 字八龍内二二番七地先 まで	変更前	B 一五・〇〇 三六・〇〇	二九三・七〇

(道路計画課)

福島県告示第六百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十二年九月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

一般国道 三九九号	双葉郡浪江町大字津島 字仲野作九八番七地先 から 同 郡同 町大字赤字 木字清水三八番一地先 まで	変更前 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
			七・〇〇 一六・四〇	三九〇・〇〇
			一一・九〇 四一・七〇	三七四・〇〇

(道路計画課)

福島県告示第六百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十二年九月二十八日から二週間一般の縦覧に供す

平成二十二年九月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

県道井出長塚線	双葉郡双葉町大字寺沢 字唐沢四二番地先から 同 郡同 町大字寺沢 字唐沢一二番一地先 まで	変更前 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		A 一〇・六〇 二二・一〇	八・八〇 一三・三〇	一一二〇・〇〇
		A 一〇・六〇 二二・一〇		

(道路計画課)

福島県告示第六百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十二年九月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道井出長塚線	双葉郡双葉町大字寺沢字唐沢四二番地先から 同 郡同 町大字寺沢字唐沢一二番一地 先まで	平成二十二年九月 二十八日

(道路計画課)

公 告

公告第三百四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により、会津若松市から会津都市計画地区計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり

縦覧に供する。

平成二十二年九月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県会津若松建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)